

○新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例施行規則

平成29年10月16日

規則第46号

改正 平成30年3月26日規則第25号

令和3年9月6日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例(平成29年新宿区条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体登録の要件)

第2条 条例第7条第1項の新宿区規則で定める要件は、別表第1の左欄に掲げる団体登録の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項のいずれにも該当することとする。

(団体登録)

第3条 条例第7条第2項の申請は、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類(別表第1に定める高齢者等支援団体及び活動登録団体(条例第6条第4号に掲げるものに該当する団体に限る。))が当該申請を行う場合にあつては、第1号に掲げる書類を除く。)を添えて行うものとする。

- (1) 団体の構成員のうち新宿区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する60歳以上の者(以下「高齢者」という。)が半数以上であることを明らかにする書類
- (2) 団体活動の内容を明らかにする書類
- (3) 団体の構成員の名簿
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、条例第7条第2項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)に対し、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録証(第2号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(団体登録の有効期間)

第4条 条例第7条第1項の団体登録(以下「団体登録」という。)の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 登録証を交付した日から当該日の2年後の日の属する年度の末日まで
- (2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から起算して2

年間

(団体登録の取消し等の届出)

第5条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があったときは、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録取消・変更届(第3号様式)に登録証を添えて、速やかに区長に届け出るものとする。

(団体登録の承認の取消し)

第6条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区立薬王寺地域ささえあい館(以下「館」という。)を不正に利用したとき。
- (2) 条例第8条第1項の承認(以下「利用承認」という。)を受けた日に無断で利用しなかったとき。
- (3) 館の管理上著しく支障があると認められる行為を行ったとき。

2 区長は、条例第7条第3項の規定により団体登録の承認を取り消したときは、当該取消しを受けた団体に対し、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録承認取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(利用の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定による申請(以下「利用申請」という。)は、別表第2の左欄に掲げる館を利用しようとするものの区分に応じ、同表の右欄に定める申請期間内に、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体利用申請書(第5号様式)又は新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用申請書(第6号様式。以下「一般用利用申請書」という。)に、利用申請の内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

- 2 登録団体が利用申請を行うときは、登録証を係員に提示するものとする。ただし、区長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、条例第8条第2項の区長が特に認めるものは、別表第2に規定する申請期間前においても、一般用利用申請書により利用申請を行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、別表第2に規定する申請期間を別に定めることができる。

(利用の承認等)

第8条 区長は、利用申請に対し利用承認を行ったときは、新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体利用承認書(第7号様式。以下「団体用利用承認書」という。)又は新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用承認書(第8号様式。以下「一般用利用承認書」という。)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により一般用利用承認書を交付する場合には、当該一般用利用承認書に係る利用承認を証する書類(以下「利用証」という。)を併せて交付するものとする。ただし、利用申請を行ったものから次に掲げるいずれかの施設に係る利用証に相当する書類(以下「利用証相当書類」という。)の提示があった場合で、区長が特に必要と認めるときは、利用証の交付に代えて、当該利用証相当書類に当該一般用利用承認書に係る利用承認を行った旨を明らかにした上で、当該利用証相当書類を返付することができる。

(1) 新宿区立シニア活動館条例(平成20年新宿区条例第19号)第1条の規定により設置された新宿区立シニア活動館

(2) 新宿区立地域交流館条例(平成20年新宿区条例第47号)第1条の規定により設置された新宿区立地域交流館

3 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用の際、係員に、登録団体にあつては登録証を提示し、及び団体用利用承認書(第11条第3項の承認を受けたものにあつては、同項の規定により交付された新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用取消・変更承認書。第10条第1項及び第11条第1項において同じ。)を提出し、その他の者にあつては利用証又は前項ただし書の規定により返付された利用証相当書類を提示するものとする。

(平30規則25・令3規則57・一部改正)

(利用の不承認)

第9条 区長は、利用申請に対し条例第9条の規定により利用承認を与えなかったときは、新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用不承認書(第9号様式)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第10条 条例第10条第1号の規定による利用の取消しの申出(以下「取消しの申出」という。)は、新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用取消・変更申出書(第10号様式。以下「利用取消・変更申出書」という。)に団体用利用承認書又は一般用利用承認書及び利用証若しくは第8条第2項ただし書の規定により返付された利用証相当書類を添えて行うものとする。

2 区長は、取消しの申出に対し承認を行ったときは、新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用取消・変更承認書(第11号様式。以下「利用取消・変更承認書」という。)を当該取消しの申出を行ったものに交付するものとする。

(利用承認の変更等)

第11条 利用者(団体用利用承認書の交付を受けたものに限る。)に係る条例第10条第2号の規定による利用承認の内容の変更の申出(以下「変更の申出」という。)は、利用取消・変

更申出書及び団体用利用承認書の提出により行うものとする。

- 2 利用者(一般用利用承認書の交付を受けた者に限る。)に係る変更の申出は、利用取消・変更申出書及び一般用利用承認書の提出並びに利用証又は第8条第2項ただし書の規定により返付された利用証相当書類の提示により行うものとする。
- 3 区長は、変更の申出に対し承認を行ったときは、利用取消・変更承認書を当該変更の申出を行ったものに交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 館を利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた館の施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、館への入館を断り、又は館から退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響で酩酊^{めいてい}している者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) 館内において、許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他館の管理上支障がある行為を行うもの

(原状回復)

第14条 利用者は、条例第14条本文の規定により館の施設及び設備を原状に回復したときは、区長の点検を受けるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月6日から施行する。

附 則(平成30年3月26日規則第25号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月6日規則第57号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

団体登録の区分	団体登録の要件
高齢者等支援団体 (条例第6条第3号に掲げるものに該当する団体をいう。)	1 団体活動の内容を定めていること。 2 団体の代表者が定められていること。 3 団体の構成員のうち区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務している者及び区内の学校に在学している者が5名以上であること。 4 団体への入会及び団体からの退会が自由に行われていること。
活動登録団体(条例第6条第2号に掲げる団体及び同条第4号に掲げるものに該当する団体をいう。)	1 団体活動の内容を定めていること。 2 団体の代表者が定められていること。 3 団体の構成員が5名以上であること。 4 条例第6条第2号に掲げる団体にあつては、団体の構成員のうち高齢者が半数以上であること。 5 団体への入会及び団体からの退会が自由に行われていること。

別表第2(第7条関係)

区分	申請期間
登録団体 高齢者等支援団体	利用しようとする日(団体登録の有効期間内であるものに限る。以下この項において同じ。)の属する月(以下この項及び次の項において「利用月」という。)の3か月前の第4土曜日(12月の場合は、利用月の3か月前の第3土曜日)から当該利用しようとする日まで
活動登録団体	利用月の2か月前の第4土曜日(12月の場合は、利用月の2か月前の第3土曜日)から当該利用しようとする日まで
その他のもの	利用しようとする日の属する月の1か月前の月の同日(1か月前に同日がないときは、その翌月の1日とし、当該1か月前の月の同日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日とする。)から当該利用しようとする日まで

第1号様式(第3条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録申請書

1 団体登録の区分	高齢者等支援団体	活動登録団体
2 団 体 名	(ふりがな)	
	(略称)	
3 代 表 者	氏 名	住 所
4 連 絡 先 (電話番号・FAX番号)	自宅 携帯 FAX	
5 団 体 の 目 的		
6 主 な 活 動 内 容		
7 主 な 活 動 場 所		
8 特 記 事 項		
9 情 報 の 公 開	区民等への団体連絡先等の公開 1 可 2 不可	
<p>新宿区立薬王寺地域ささえあい館の団体登録について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>新宿区長 宛て</p> <p>代表者氏名</p>		
添 付 書 類	<p>1 団体の構成員のうち区内に住所を有する60歳以上の者が半数以上であることを明らかにする書類</p> <p>2 団体活動の内容を明らかにする書類</p> <p>3 構成員の名簿</p> <p>4 その他 ()</p>	

第2号様式(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条関係)

(表)

	新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録証			
登録番号	登録証交付日	年	月	日
団体名				
団体区分				
代表者名				
有効期間				
	新宿区長			

(裏)

注意事項
新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用に当たっては、下記の注意事項をお守りください。
1 新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用申請時及び利用時には、本証を持参してください。
2 登録内容に変更があった場合は、区長へ速やかに届け出てください。
連絡先 新宿区立薬王寺地域ささえあい館
所在地 電話番号

第3号様式(第5条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録取消・変更届

1 取消し 2 変更

変 更 内 容		1 団体名 2 代表者 3 活動内容 4 構成員 5 団体登録の区分 6 その他	
		変 更 前	変 更 後
1	団 体 名	ふりがな	ふりがな
2	代 住 所	〒	〒
	表 氏 名	ふりがな	ふりがな
3	連 絡 先 (電 話 番 号 ・ FAX 番 号)	自 宅 携 帯 FAX	自 宅 携 帯 FAX
4	団 体 登 録 の 区 分		
5	そ の 他		
<p>新宿区立薬王寺地域ささえあい館の団体登録について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>新宿区長 宛て</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p>			
添 付 書 類	<p>1 団体の構成員のうち区内に住所を有する60歳以上の者が半数以上であることを明らかにする書類</p> <p>2 団体活動の内容を明らかにする書類</p> <p>3 構成員の名簿</p> <p>4 その他()</p>		

第4号様式(第6条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体登録承認取消通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立薬王寺地域ささえあい館の団体登録について、次のとおり承認を取り消しましたので、通知します。

団 体 名	
代表者の氏名	
取 消 理 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第7条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体利用申請書	
団体登録の区分	高齢者等支援団体 活動登録団体
団 体 名	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分
利用予定人員	名
代表者の氏名	
利 用 施 設	
利用設備・器具	
<p>上記のとおり新宿区立薬王寺地域ささえあい館の団体利用について申請します。 なお、利用に際しては、新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例及び新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例施行規則を遵守します。</p> <p>年 月 日</p> <p>新宿区長 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p>	

第6号様式(第7条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

下記のとおり新宿区立薬王寺地域ささえあい館を利用したいので申請します。
なお、利用に際しては、新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例及び新宿区立薬王寺地域さ
えあい館条例施行規則を遵守します。

住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
連 絡 先	自宅 携帯	
	緊 急 時	

第7号様式(第8条、第10条、第11条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館団体利用承認書	
団体登録の区分	高齢者等支援団体 活動登録団体
団 体 名	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分
利 用 予 定 人 員	名
代 表 者 の 氏 名	
利 用 施 設	
利 用 設 備 ・ 器 具	
<p>年 月 日付けで申請のあった新宿区立薬王寺地域ささえあい館の団体利用については、上記のとおり承認します。</p> <p>年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">新宿区長</p>	

第8号様式(第8条、第10条、第11条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用承認書

年 月 日

様

新宿区長

年 月 日付けで申請のあった新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用については、次のとおり承認します。

住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
連 絡 先	自宅	
	携帯	
	緊 急 時	
有 効 期 限	年 月 日	
承 認 年 月 日	年 月 日	

第9号様式(第9条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用不承認書

年 月 日

様

新宿区長

年 月 日付けの新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用申請について、
次のとおり利用を不承認とします。

不承認の内容

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第10条、第11条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用取消・変更申出書		番号
利 用 者	団体名 (代表者名)	登録番号
	個人名	電話番号
	住所 〒	
利用承認年月日	年 月 日	
	承認番号 第 号	
取 消 ・ 変 更 内 容	[取消し・変更前]	[取消し・変更後]
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 ・取消し
<p>上記のとおり、新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用取消・変更を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>新宿区長 宛て</p> <p style="text-align: right;">申出者</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>		

第 11 号様式(第 10 条、第 11 条関係)

新宿区立薬王寺地域ささえあい館利用取消・変更承認書		番号
利 用 者	団 体 名 (代表者名)	登録番号
	個 人 名	電話番号
	住 所 〒	
利 用 承 認 年 月 日	年 月 日	
	承認番号 第 号	
取 消 ・ 変 更 内 容	[取消し・変更前]	[取消し・変更後]
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用日時 ・ 利用施設 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用日時 ・ 利用施設 ・ その他 ・ 取 消 し
<p>上記のとおり新宿区立薬王寺地域ささえあい館の利用取消・変更を承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">新宿区長</p>		

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第7条関係)

第7号様式(第8条、第10条、第11条関係)

第8号様式(第8条、第10条、第11条関係)

第9号様式(第9条関係)

第10号様式(第10条、第11条関係)

第11号様式(第10条、第11条関係)